

## 議案第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に改める。

(白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に改める。

第6条第3号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改め、同条第4号中「第5条第20項」を「第5条第21項」に改め、同条第5号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改め、同条第6号中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改め、同条第7号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第9号資料

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
 条例の整理に関する条例

(第1条関係) 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
<b>第3条</b> 保健福祉センターは、次に掲げる事業を行うものとする。	<b>第3条</b> 保健福祉センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第20項に規定する基本相談支援、 <u>同条第23項</u> に規定するサービス利用支援、 <u>同条第24項</u> に規定する継続サービス利用支援及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち同項第9号に規定する事業(以下「障害者デイサービス」という。)並びに身体障害者の支援に関する事業	(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第19項に規定する基本相談支援、 <u>同条第22項</u> に規定するサービス利用支援、 <u>同条第23項</u> に規定する継続サービス利用支援及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち同項第9号に規定する事業(以下「障害者デイサービス」という。)並びに身体障害者の支援に関する事業
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
<b>第3条</b> 福祉作業所は、次に掲げる事業を行うものとする。	<b>第3条</b> 福祉作業所は、次に掲げる事業を行うものとする。
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第15項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)
(2) (略)	(2) (略)
(略)	(略)

(第3条関係) 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第17号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
<b>第3条</b> センターは、次に掲げる事業を行うものとする。	<b>第3条</b> センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 法第5条第20項に規定する基本相談支援、 <u>同条第21項</u> に規定する地域移行支援、 <u>同条第22項</u> に規定する地域定着支援、 <u>同条第23項</u> に規定するサービス利用支援及び <u>同条第24項</u> に規定する継続サービス利用支援並びに <u>こ児童福祉法</u> 第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助及び同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助(以下「相談支援事業」という。)	(3) 法第5条第19項に規定する基本相談支援、 <u>同条第20項</u> に規定する地域移行支援、 <u>同条第21項</u> に規定する地域定着支援、 <u>同条第22項</u> に規定するサービス利用支援及び <u>同条第23項</u> に規定する継続サービス利用支援並びに <u>こ児童福祉法</u> 第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助及び同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助(以下「相談支援事業」という。)

(4) (略)

(略)

(利用者)

**第6条** センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあつては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 基本相談支援 法第5条第20項に規定する者

(4) 地域移行支援 法第5条第21項に規定する者

(5) 地域定着支援 法第5条第22項に規定する者

(6) サービス利用支援 法第5条第23項に規定する者

(7) 継続サービス利用支援 法第5条第24項に規定する者

(8)・(9) (略)

(略)

(4) (略)

(略)

(利用者)

**第6条** センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあつては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 基本相談支援 法第5条第19項に規定する者

(4) 地域移行支援 法第5条第20項に規定する者

(5) 地域定着支援 法第5条第21項に規定する者

(6) サービス利用支援 法第5条第22項に規定する者

(7) 継続サービス利用支援 法第5条第23項に規定する者

(8)・(9) (略)

(略)